

介護医療院における

(介護予防)訪問リハビリテーション事業所のみなし指定の手続きについて

令和6年6月1日以降、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があった時は、訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなされます。

既に開設許可を受けている介護医療院が介護予防訪問リハビリテーション又は訪問リハビリテーションのサービスを提供する場合、サービス提供開始予定の1ヶ月前までに以下の手続きをお願いします。

1 介護医療院の開設許可事項変更申請（手数料不要）

サービスの提供にあたっては、介護医療院の施設内に、事業所の専用区画を確保する必要があります。

新たに施設内に専用区画を確保する場合、県からの「開設許可事項の変更許可」が必要です。

【必要書類】

- ①第12号様式の2(介護医療院開設許可事項変更申請書)
- ②付表15
- ③建物の構造概要及び平面図
- ④写真
- ⑤面積表(各室)
- ⑥設備の概要
- ⑦建築基準法の検査済証(新たに検査を受けた場合のみ)
- ⑧消防法の検査済証(新たに検査を受けた場合のみ)
- ⑨(介護予防)訪問リハビリテーションの運営規程
- ⑩付表4(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所の指定に係る記載事項)
- ⑪従業員等の資格を有することを証する書類(医師・理学療法士・作業療法士)

2 介護給付費の算定にかかる届出

(介護予防)訪問リハビリテーションの介護報酬を算定するための届出です。

【必要書類】

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ②体制等状況一覧表

※書類の様式については、県ホームページの各サービスのページに掲載しています。